

平成26年度財政的援助団体等監査

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成26年度の財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

平成25年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

(3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、60団体について、平成26年7月から平成27年1月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	44
出 資 団 体	11
指 定 管 理 者	5
合 計	60

(4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した60団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、58団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2団体においては、次のとおり是正又は改善を要する2件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

(2) 監査結果の報告等

区 分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会、知事部局	報告：平成27年3月20日	知事部局からの通知（平成27年7月13日付）
教育委員会	公表：平成27年3月27日	該当なし

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団体名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
企画部	肥薩おれんじ鉄道株式会社	経営健全化に取り組んでいるが、累積赤字が更に増大しているため、今後は新たな支援制度等も踏まえて、更なる経営改善に努めること。 （肥薩おれんじ鉄道株式会社出資金） （肥薩おれんじ鉄道経営安定対策事業補助金）	1 県の指導、監督の強化 肥薩おれんじ鉄道の安定した運行を確保するため、県市町村振興協会の基金の活用など、県・沿線自治体のみならず、県全体で支援する新たな経営支援策を講じたところであり、今後は、同支援スキームに基づき、同鉄道が行う車両等の鉄道基盤設備の維持等に要する経費に対して支援を行うこととした。 さらに、県肥薩おれんじ鉄道利用

			<p>促進協議会が中心となり、熊本県や沿線自治体等と連携しながら、同鉄道の利用促進及び経営改善に資する各般の取組を支援することとした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 国内外からの誘客を図るため、観光列車「おれんじ食堂」の利便性向上に資する運行内容の見直しや、また、1日フリー乗車券「わくわく切符（毎週土・日・祝日限定）」等の企画切符の販売など、様々な増収策に取り組むこととした。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>経営健全化に取り組んでいるが、債務超過額が更に増大しているため、今後は有利子負債を早期に解消するなど、更なる経営改善に努めること。</p> <p>（鹿児島県住宅供給公社出資金） （鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金） （分譲住宅頭金補足事業資金貸付金） （鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償）</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していくこととした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、マイホームセミナー、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行ってきたところであるが、今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。</p>